

1. 経過

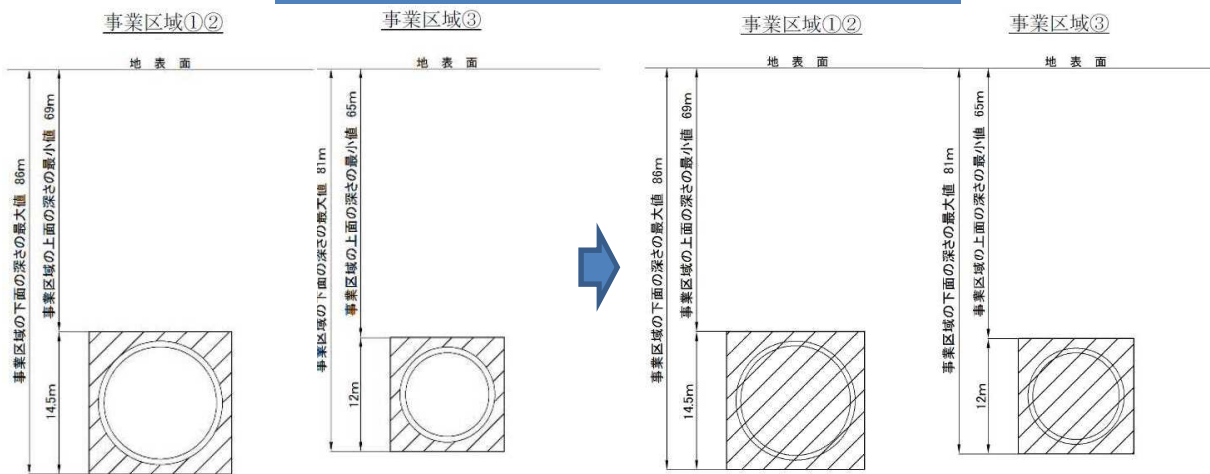
- ①平成30年10月 9日 国土交通大臣から事業者（大阪府知事）あてに通知
- ②平成30年10月23日 事業者（大阪府知事）から国土交通大臣あてに回答

2. 補正内容

- 使用認可申請書「3. 事業区域」における【事業区域標準断面図】の図の斜線範囲の補正
- 別添書類第2号 - 18における図 - 2. 10事業区域範囲の図の斜線範囲の補正
- 別添図面第4号 横断面（1）（2）の大深度地下使用申請区域の補正

⇒ いずれも図面の斜線、着色での表現方法が適切でなかったために補正を行うものです。事業区域を拡大するものではありません。
 具体的な補正後の書類については、以下のとおりです。

使用認可申請書・別添書類第2号



添付図面第4号横断面（1）（2）

